

大分大学医学部スキルラボセンター規程

平成22年6月9日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部スキルラボセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、大分大学医学部附属病院の研修医、医員、看護師その他医療従事者及び医学部学生並びにその他センター長が認める者の医療技術の習得及び向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 利用者の医療技術の習得及び向上のための企画に関する事項
- (2) シミュレーター機器の管理に関する事項
- (3) シミュレーター機器の操作指導に関する事項
- (4) シミュレーター機器の利用に関する受付業務に関する事項
- (5) その他センター長が必要と認める事項

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 医学部の教員のうち学部長が指名する者 若干人
- (4) 事務職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、医学教育センター教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長の推薦に基づき、学部長が任命する。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第6条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部スキルラボセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年医学部規程第1－4号）

- 1 この規程は、平成22年6月9日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される副センター長の任期は、第5条第5号の規定にかかわらず

ず，平成24年3月31日までとする。

附 則（平成28年医学部規程第1－5号）
この規程は，平成29年1月1日から施行する。